



## 議題 3

報道機関 各位

記者発表資料  
平成25年11月25日（月）  
問い合わせ先：指導2課  
担当：内河、大美賀  
電話：829-1667  
内線：4078

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果と今後の方向性について

さいたま市教育委員会では、今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とすることを目的として、平成25年3月に、さいたま市立の小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査を実施しました。

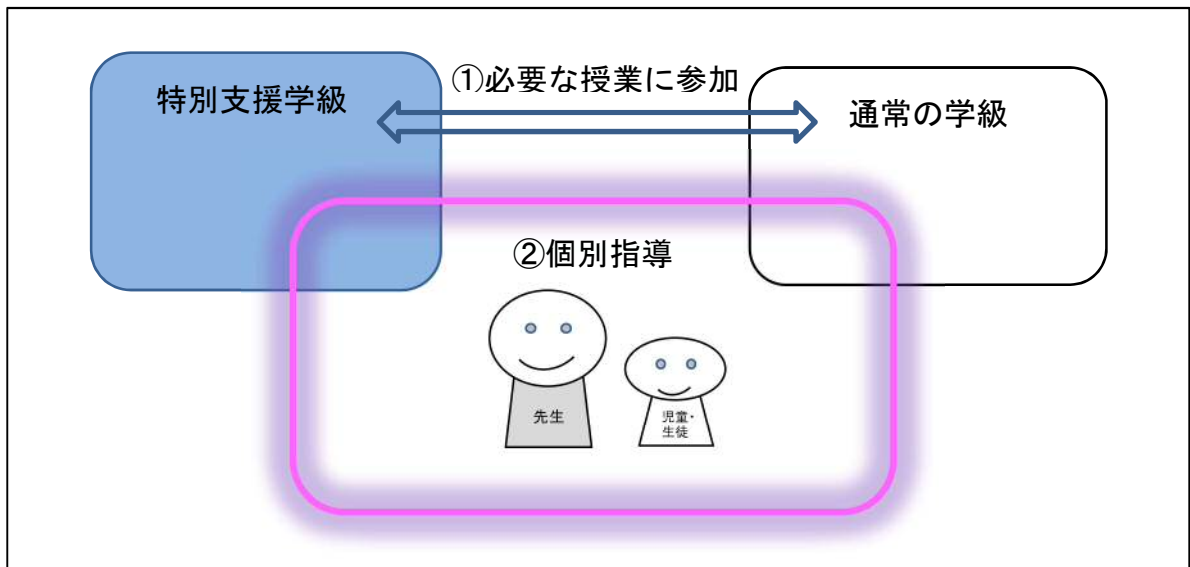
その結果、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、全国調査の結果（平成25年12月報告）6.5%に対し、さいたま市の調査結果は、9.1%となりました。

資料     さいたま市の特別支援教育の今後の方向性について

## さいたま市の特別支援教育の今後の方向性について

### 1 特別支援学級の設置の推進

- ・ 障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学ぶことができる。
- ・ 特別支援学級を活用した学びの場を整備する。



①通常の学級や特別支援学級の必要な授業に参加。

②特別支援学級担当教員等による個別指導

### 2 教員の専門性の向上

- ・ 教職員に対して、特別支援教育の専門性の向上
- ・ 誰にでもわかりやすい授業づくりの推進

### 3 支援の充実

- ・ 「潤いファイル」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用
- ・ 学習の困難さに対応できる支援員の活用

### 4 特別支援教育推進体制の充実

平成26年度からのさいたま市特別支援教育推進計画の作成

# 「通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果と今後の方向性について

## 1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒とは

	調査項目
学習面において 著しい困難を示す児童生徒	聞く、話す、読む、書く、計算する、 推論する
行動面において 著しい困難を示す児童生徒	不注意、多動性—衝動性、対人関係、 こだわり等
学習面と行動面において 著しい困難を示す児童生徒	聞く、話す、読む、書く、計算する、 推論する、不注意、多動性—衝動性 対人関係、こだわり等

## 2 調査方法等について

	さいたま市	全国調査
調査時期	平成25年3月	平成24年2月～3月
調査方法	全国調査に準じる	学習面、行動面、支援状況に関する85項目の質問紙による調査
調査対象人数	11,772人	53,882人

### 3 調査結果1

「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況」

○学習面又は行動面において著しい困難を示す割合は、全国調査の6.5%に対し、さいたま市の調査結果は、9.1%であった。

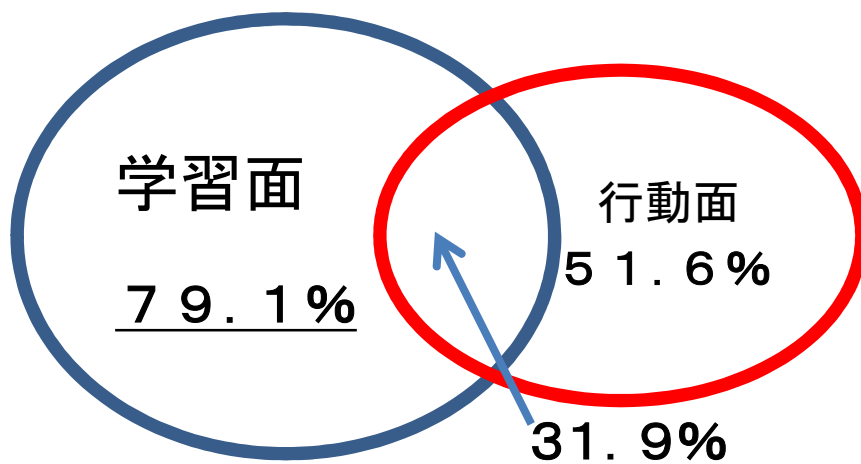
	さいたま市	全国調査
学習面又は行動面で著しい困難を示す	9.1%	6.5%
学習面で著しい困難を示す	7.2%	4.5%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	3.6%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.9%	1.6%

### 3 調査結果2

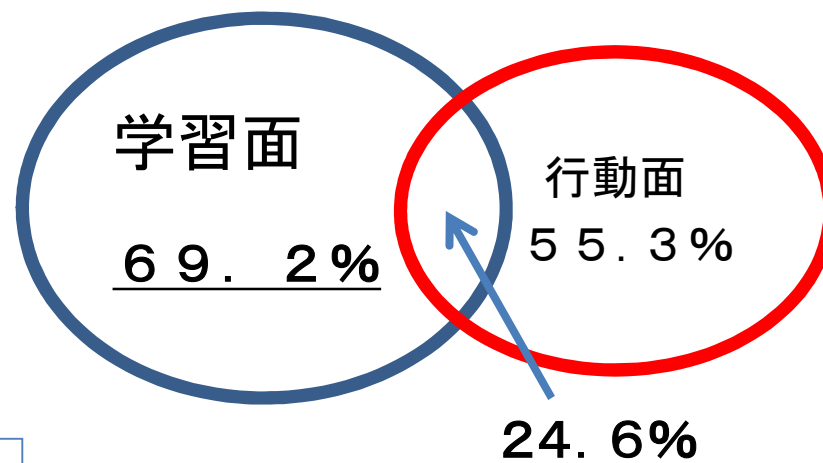
「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の困難さの割合」

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち、学習面での困難を示す割合は、さいたま市は、79.1%、全国は、69.2%であった。
- また、学習面と行動面に困難を示す割合は、さいたま市は31.9%、全国は、24.6%であった。

さいたま市:9.1%の内訳



全国:6.5%の内訳

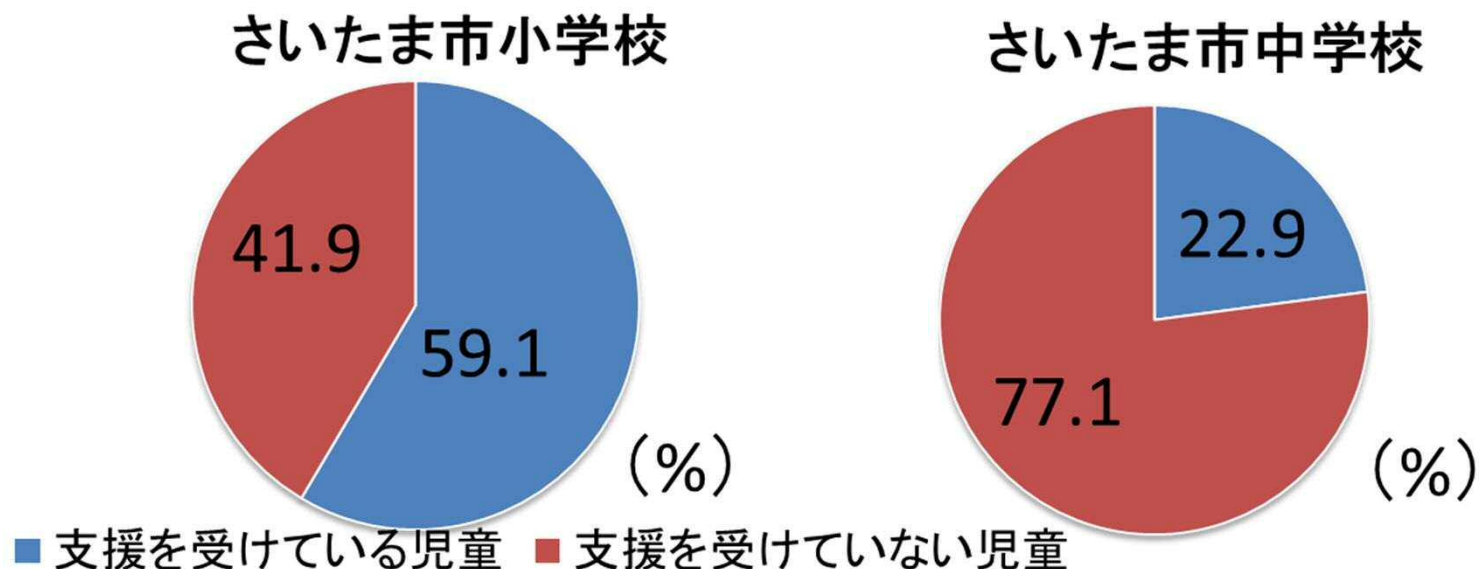


- ・特別支援学級の設置率が低い
- ・保護者の意向を尊重した就学相談

## 4 小学校と中学校の支援の状況

○特別な教育的支援を必要とする児童生徒が現在受けている支援状況は、小学校は、59.1%であるが、中学校では、22.9%である。

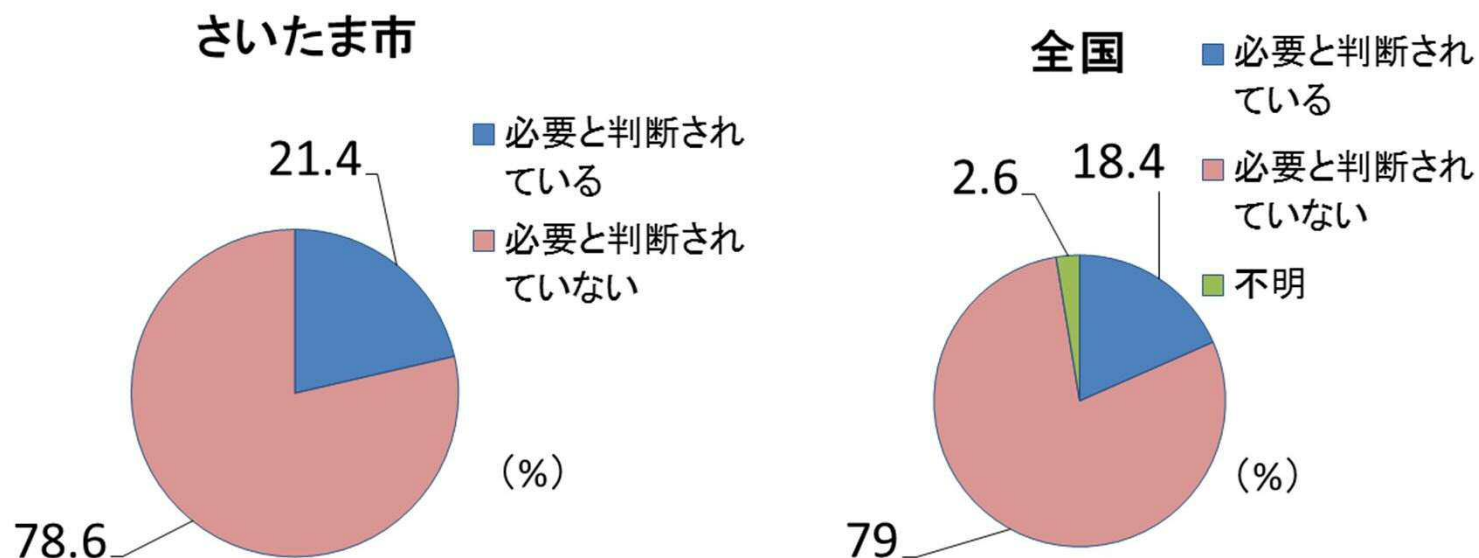
支援とは、「通級による指導」の利用、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成、支援員による支援、授業時間内・外の個別の指導等がある。



・中学校において特別支援教育に関する専門性の向上が必要。

## 5-1 学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が、校内委員会で特別な教育的支援が必要と判断された割合

○学習面や行動面において著しい困難を示す児童生徒が、校内委員会で特別な教育的支援を必要と判断された割合は、21.4%と低い。

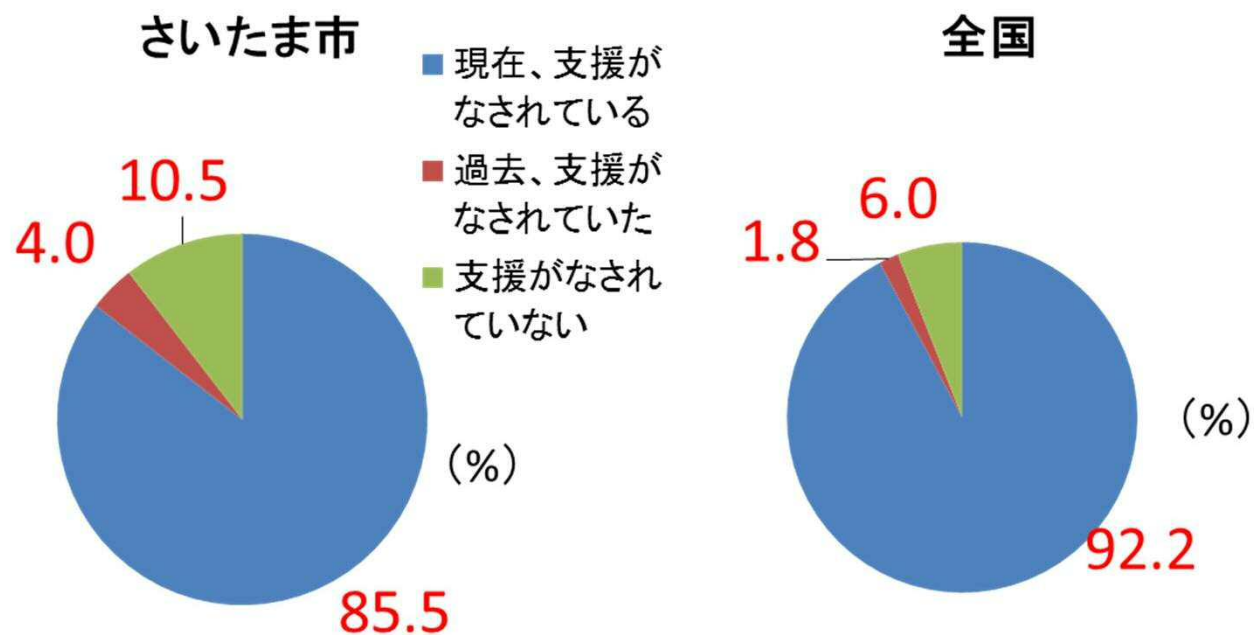


校内委員会を活用せず、学級担任等で対応していることが考えられる。



## 5-2校内委員会で支援を必要と判断された児童生徒が、現在、または、過去に受けている支援の状況

支援とは、「通級による指導」の利用、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成、支援員による支援、授業時間内・外の個別の指導等がある。

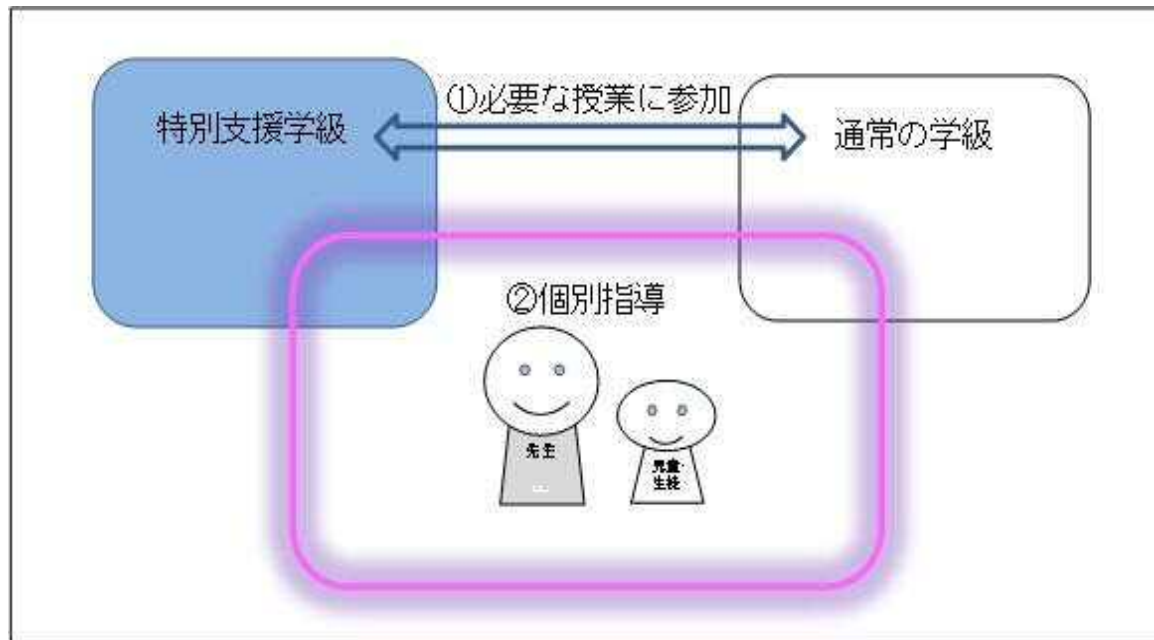


- ・校内委員会で支援を必要とされた児童生徒の約90%は、現在や過去において、何らかの支援を受けている。
- ・校内委員会を充実し、学校全体で対応することが必要。

## 6 今後の方向性について

### (1) 特別支援学級の設置の推進

- ・障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学ぶことができる。
- ・特別支援学級を活用した学びの場を整備する。



①通常の学級や特別支援学級の必要な授業に参加。

②特別支援学級担当教員等による個別指導。

## 6 今後の方向性について(つづき)

### (2) 教員の専門性の向上

- ・教職員に対して、特別支援教育の専門性の向上
- ・誰にでもわかりやすい授業づくりの推進

### (3) 校内委員会の充実

- ・校内委員会の活性化
- ・さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会の活用
- ・特別支援教育コーディネーターの育成

### (4) 支援の充実

- ・「潤いファイル」「個別の教育支援計画」の作成・活用
- ・学習の困難さに対応できる支援員の活用

### (5) 特別支援教育推進体制の充実

平成26年度からの新たな「さいたま市特別支援教育推進計画」の策定